

# 「安全推進者の配置等に係るガイドライン」が示されました

長野労働局

第12次労働災害防止計画では、小売業や社会福祉施設など第三次産業を重点に労働災害防止対策を推進していますが、特に労働安全衛生法により安全管理者又は安全衛生推進者の選任が義務付けられていない業種（労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種）<sup>(注)</sup>での労働災害が多発していることから、これらの業種のうち常時10人以上の労働者を使用する事業場の安全管理体制を充実し、労働災害防止活動の実効性を高めるため、安全の担当者（安全推進者）の配置等を促進することとされました。

該当する事業場では、安全推進者を配置し、職場環境の改善や安全意識の啓発などに関する事項を行わせるようにしましょう。

(注)「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種」とは・・・

施行令第2条	該当する業種	常時50人以上	常時10人～49人
第1号	林業、建設業、運送業、清掃業	安全管理者の選任義務あり	安全衛生推進者の選任義務あり
第2号	製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業		
第3号	その他の業種	安全管理者、安全衛生推進者の選任義務なし	

## ガイドラインのポイント

### 1 対象事業場

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種の事業場のうち、常時10人以上の労働者を使用するもの。

### 2 安全推進者の要件

職場内の整理整頓（4S活動）、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置すること。

なお、常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、以下の者を配置することが望ましい。

ア 安全衛生推進者の資格を有する者（安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等）

イ アと同等以上の能力を有すると認められる者（労働安全コンサルタント、安全管理士又は安全管理者の資格を有する者）

### 3 安全推進者の配置

原則として、事業場ごとに1名以上配置すること。

### 4 安全推進者の氏名の周知

安全推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示するなどにより関係労働者に周知すること。

### 5 安全推進者の職務

安全推進者は、事業の実施を統括管理する者を補佐して、次の職務を行うこと。また、事業者は、安全推進者に対して必要な権限を付与するとともに、知識の付与や能力の向上に配慮すること。

① 職場環境及び作業方法の改善に関すること

（職場の整理整頓（4S活動）の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険個所の改善、刃物や台車等の道具の安全な使用に関するマニュアルの整備など）

② 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

（朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施など）

③ 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

（労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出など）